

工事請負契約における設計変更ガイドライン実施要領

(目的)

第1条 この要領は、牛久市が発注する工事請負契約における設計変更等に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに設計変更可能なケース又は不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を制定する。

(実施要領)

第2条 公表する実施要領は、次のとおりとする。

工事請負契約における設計変更ガイドライン 平成30年3月 茨城県牛久市

(留意事項)

第3条 ガイドラインは、一般的な考え方を示す。また、契約図書への位置付けを契約の一事項として扱うこととする。

(その他)

第4条 ガイドラインの主旨を十分に踏まえつつ、設計変更を適切に行うための発注者及び受注者双方にとっての共通手引きとなるように、本取組の円滑な実施に努めるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。